

国自安第80号
国自旅第202号
国自貨第38号
令和2年9月10日

各地方運輸局長
沖繩総合事務局長 } 殿

自動車局長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正について

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日以降に申請を受け付けたものから適用することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

(別添)

- 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 平成29年8月7日</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正</u></p> <p style="text-align: right;"><u>国自安第80号</u> <u>国自旅第202号</u> <u>国自貨第38号</u> <u>令和2年9月10日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿</p> <p>沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長 (公印省略)</p> <p>旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について</p> <p>(略)</p> <p>1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略)</p> <p>(1) 許可の取扱い ① (略)</p>	<p style="text-align: right;">国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 平成29年8月7日</p> <p>各地方運輸局長 殿</p> <p>沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長 (公印省略)</p> <p>旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について</p> <p>(略)</p> <p>1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略)</p> <p>(1) 許可の取扱い ① (略)</p>

②損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和2年金融庁告示第8号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- (ii) (略)

③・④ (略)

(2) (略)

2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任
(略)

(1) 許可の取扱い

①・② (略)

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地若しくは着地が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの又は発地若しくは着地が同法第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域（以下「過疎地域」という。）とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) ～ (vi) (略)

④ (略)

(2) (略)

3. ～ 8. (略)

附 則
(略)

附 則（令和2年9月10日国自安第80号、国自旅第202号、国自貨第38号）

②損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（平成29年金融庁告示第6号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- (ii) (略)

③・④ (略)

(2) (略)

2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任
(略)

(1) 許可の取扱い

①・② (略)

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの（以下「過疎地域」という。）とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) ～ (vi) (略)

④ (略)

(2) (略)

3. ～ 8. (略)

附 則
(略)

本通知による取扱いは、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。